

## 会員サービスの拡充

### 1 問題点

個々の会員、特に経済的基盤の確立されていない若手会員にとって、会費の負担感が大きくなっている現状からすると、会費負担に対応した会員サービスを享受したいとの要望が強まっている。弁護士会としては、社会的な技術革新や若手会員の急増といった弁護士会をとりまく状況の変化に対応した会員サービスを提供していく必要があり、財政的・技術的制約のなかで可能な限りの会員サービスの拡充を図っていかなければならない。

### 2 この2、3年の動き

#### (1) 弁護士会照会

弁護士法23条の2の照会請求は、捜査権限を持たない弁護士にとって、照会先に回答義務を課して事実を調査することが可能な弁護士業務にかかせないツールであり、受付件数は毎年多数に及んでいる。具体的には、2023（令和5）年度は34,114件、2024（令和6）年度は36,412件、2025（令和7）年度は、11月末時点で22,134件（月平均2,766件であり、年間にすると33,201件に相当する）であり、近年の大幅な増加傾向から高止まりとなっている。これは、いわゆる国際ロマンス詐欺や投資詐欺事案で、銀行に対して照会を行う場合などに起因する。

また、照会請求先として希望が多いにも関わらず回答に消極的であった照会先に対しても、日弁連や弁護士会との折衝により、照会に応じる方向に転じる照会先が増加しており、本制度の利便性は更に高まっているといえる。

例えば、債務名義に基づく債権差押命令のための預金口座情報の照会に応じる金融機関が拡充され、りそな銀行や埼玉りそな銀行が照会に応じるようになった。また、日本郵便に対する「転居届」の照会に対して回答がなされるようになった。

#### (2) 各種証明書発行申請のオンライン受付の開始

2025（令和7）年6月2日から、各種証明書について、オンラインによる発行申請受付が開始された。対象となる証明書は、印鑑証明書、会員証明書（和文）、会員証明書（英文）、事務所住所変更証明書、自宅住所変更証明書、成年後見用事務所住所変更証明書である。

発行申請は東弁ホームページのWEBフォームにて行い、申請した証明書は、事務所住所へレターパックライトにて郵送される。発行手数料は、オンライン決済（クレジットカード決済）の他、送料430円となっている。

また、発送は、申請受付後、3営業日以内が目安となる他、窓口での申請も、従前と変わらずなされており、緊急時は、会員課窓口にて発行申請が可能である。

#### (3) 登録事項変更届等の無償化及びオンライン申請の開始

2025（令和7）年9月1日から、日弁連における登録事項変更の届出、職務上の氏名の届出・許可申請、登録等証明書（和文・英文）の申請、弁護士法人等の社員となる資格証明書の申請届出・申請がいずれも無償化された。

また、これに合わせて、届出・申請の手続が、日弁連の運営する申請システム（JFBA申請システム）により、オンラインで行うことが可能となった。

これに関連し、東弁が独自に管理している情報（メールアドレス、事務所及び自宅の電話番号、FAX番号（東弁用）、携帯電話番号）についても、JFBA申請システムにより届出が可能となつた。

なお、この無償化及び申請のオンライン化は、弁護士法人を対象とした届出・申請については対象外であることに注意が必要である。

### 3 今後の対応

#### (1) 谷間世代支援

司法制度改革によって弁護士人口が急激に増加した昨今において、弁護士会の責務として、若手、特に司法修習が給費制から貸与制に変更された世代の若手会員に対する支援がなされなければならない。

特に、新65期から70期までの司法修習生（いわゆる「谷間世代」）については給付金が支給されることではなく、貸与金の負担が重くのしかかっている。

日弁連は、国からの交付金により日弁連又は日弁連が設立する財団法人等に基金を設置し、

谷間世代を含む若手法曹に幅広い公益的活動、研修等を経済的に支援する基金の設立を提案している。実際に、2025年（令和7年）6月、政府のいわゆる骨太の方針2025において、若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援の検討を含む、法曹人材の確保等の人的・物的基盤の整備を進めることが明記された。2025（令和7）年10月28日には、東弁も、国や関係機関に対し、日弁連が提唱する基金構想の早期実現を強く求める会長声明を発表している。当会としても、積極的に支援を行っていくべきである。

**(2) 業務態様の多様化への対応**

昨今、インハウスロイヤーや任期付公務員となる会員が増大する等、業務態様の多様化が進んでいる。そのような会員に対し、各業務に見合ったサービスを提供することが望まれる。

**(3) まとめ**

東弁では、多くの業務支援制度が構築されており、最近では、若手会員のための個別案件についての助言制度が実施されている。この制度は、若手会員の個別の案件について助言を受け、あるいは助言担当弁護士との共同受任も可能である心強い制度と言える。

これまで述べてきた制度は一例にすぎず、東弁では多くの会員サービスが提供されているが、十分に会員への周知がなされ、利用されているとは言い難い。今後は、例えばホームページをより分かりやすく整備する等、サービスに簡易にアクセスできる環境を整備する必要がある。

以上